

弘前圏域市民後見人等養成研修について（ご案内）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断力が十分でない方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることを支援する制度です。高齢化の進行に伴い利用者が急増すると見込まれ、成年後見人等の担い手が不足しています。

弘前圏域 8 市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、住民が互いに支え合う仕組みとして、「市民後見人」を養成する研修を開催します。

この研修は、市民後見人等として活動する意欲のある方に対して、成年後見に関する一定の知識や心構えを習得できるようなプログラムを提供します。研修修了後は「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」に登録することができます。

日 時	令和 8 年 10 月 10 日(土)～令和 9 年 2 月 27 日(土) 全 10 回
会 場	弘前市総合学習センター(弘前市大字末広 4 丁目 10-1)
参 加 費	無料
定 員	15 名
申込締切	令和 8 年 9 月 19 日(土)

＜受講要件について＞

- (1) 年齢が 25 歳以上 70 歳未満である者
- (2) 養成研修修了後、弘前圏域において市民後見人の活動及び成年後見制度に関連する活動に従事する意思のある者
- (3) 弘前圏域市民後見人養成事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、養成研修の受講にあたり知り得た自己以外の者に関する個人情報の取り扱いに関し、その権利利益を侵害することのないよう宣誓書に日付、氏名を自署すること

※次に掲げる要件に該当する場合は受講できません。

- 暴力団員又は暴力団、もしくは暴力団員の関係者
- 民法第 847 条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
- 専門職後見人として受任することが適当と考えられる弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士その他の資格を有する者

※修了の要件は、全単位の 8 割以上を受講していることとします。

※市民後見人候補者として名簿登録した方が市民後見人の活動以外の後見活動（社会福祉協議会による法人後見支援員等）に当たる場合は、弘前圏域権利擁護支援センターに報告することとします。

＜申込方法＞

弘前圏域権利擁護支援センター宛に、①受講申込書（志望動機欄もお忘れなく）、②宣誓書の 2 つを一緒に FAX、E メール、または郵送で申込みしてください。

※①受講申込書と②宣誓書は、弘前圏域権利擁護支援センターのホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。（ホームページアドレス <https://h-a-kenriyogo-center.localinfo.jp>）
申込後審査の上、受講可否及び受講決定通知書を申込者へ送付いたします。

＜主催＞弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村
＜申込先＞弘前圏域権利擁護支援センター ※日・月曜日 休
〒036-8003 青森県弘前市大字駅前町 9 番地 20 ヒロロ 3 階 ヒロロスクエア内
電話 0172-26-6557 FAX 0172-26-6567 E-mail h8-kenri@titan.ocn.ne.jp

令和 8 年度弘前圏域市民後見人等養成研修 プログラム

期日	開始	終了	内容
10 月 10 日	10:00	10:20	開講式／オリエンテーション
	10:30	12:00	成年後見制度概論
	13:00	14:30	成年後見制度各論(Ⅰ・Ⅱ) 法定後見制度／任意後見制度
	14:40	15:10	権利擁護支援と市町村責任
10 月 17 日	10:30	12:00	家庭裁判所の実際
	13:00	14:30	市民後見概論
	14:40	15:40	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制
10 月 31 日	9:30	10:30	高齢者の理解
	10:40	12:10	認知症の理解
	13:10	15:40	障害者の理解
11 月 7 日	9:30	10:30	家族法
	10:40	12:10	財産法／消費者保護
	13:10	14:40	介護保険制度
	14:50	15:50	生活保護制度／生活困窮者自立支援制度
12 月 26 日	9:30	12:00	対人援助の基礎
	13:00	14:00	障害者権利条約／障害者差別解消法
	14:10	15:50	市民後見人による実践報告／体験実習についての留意点
1 月 23 日	9:30	13:00	高齢者施策・障害者施策～各虐待防止法について～
	14:00	15:30	公的医療制度／年金保険制度／税務申告制度
1 月 30 日	9:30	12:30	意思決定支援
	13:30	16:30	後見人の後見業務同行
2 月 13 日	9:30	12:00	成年後見の実務①
	13:00	15:30	成年後見の実務②
2 月 20 日	9:30	12:00	事例報告と検討①
	13:00	15:30	事例報告と検討②
2 月 27 日	9:30	10:30	研修の振り返り(レポート提出)
	10:45	11:15	閉講式／修了証交付
	11:20	12:00	市民後見人登録意向調査面談
※上記の研修内容に加え、研修期間中に高齢者施設及び障がい者施設等での実習(1 日)を計画しています。			

※裏面の「宣誓書」も忘れずに送信してください。

弘前圏域権利擁護支援センター 行

FAX 0172-26-6567

〒036-8003 弘前市大字駅前町 9 番地 20 ヒロコ 3 階ヒロコスクエア内

電話 0172-26-6557 E-mail h8-kenri@titan.ocn.ne.jp

令和 8 年度弘前圏域市民後見人等養成研修 受講申込書

上記研修について、下記のとおり申込みます。

令和 年 月 日

記

ふりがな			
申込者氏名			勤務先名 (職種)
生年月日	昭和・平成 年 月 日(歳)		
連絡先	〒 —		
☐ 自宅	TEL		FAX
☐ 勤務先	携帯電話		
	E-mail		

<志望動機欄>

① あなたはなぜ市民後見人等として活動したいと思いましたか？

② 市民後見人等として必要な資質とはどのようなことだと思いますか？

以上の2点をふまえて、志望の理由をお書きください。

※ご記入いただいた個人情報は、研修の実施のみに利用いたします。

宣 誓 書

私は、弘前圏域市民後見人養成研修を受講するにあたって、個人情報の保護に関する法令等の趣旨に基づき、同研修において知り得た自己以外の者に関する個人情報の取り扱いに関し、その権利利益を侵害しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

弘前圏域権利擁護支援センター 宛

氏名(自署)

.....